

駒澤嘉須坂生涯学習振興基金 助成マニュアル



2023年12月
駒澤嘉須坂生涯学習振興基金事務局 作成

申請手続きの流れ

■12月～2月 新年度助成金申込募集開始

- ・申込調書を印刷し、**須坂市生涯学習センター1階にある生涯学習推進課**(駒澤嘉須坂生涯学習振興基金事務局)へ提出してください。
- ・事業内容のご相談は申込前をお願いいたします。



■3月中 運営委員会にて助成の可否を審議

- ・申請書をもとに、運営委員会にて審議を行います。
- ・事務局であらかじめ運営委員の質疑事項を取りまとめ、申込者にご回答をいただき、審議の参考にさせていただくことがあります。



■4月中旬申請結果通知

- ・事務局より、審議により決定した助成の可否、金額を通知します。
- ・助成が決定した申込者には口座振込指定書を同封しますので、ご提出をいただきます。



■活動の実施

翌年4月までには、活動内容報告書の提出や収支報告書の提出いただくこととなりますので、活動の様子や帳簿等を随時記録してください。

■5月上旬 指定口座への振込

提出期限に間に合わない場合は振込が遅れますので、かならず厳守してください。



■翌年4月 活動内容・収支報告提出締め切り

2月まで新年度の募集を行っています。申込する際には現年度の活動内容がわかるものがあると審議を行う際に参考になります。

駒澤嘉須坂生涯学習振興基金について

○駒澤基金の趣旨

駒澤嘉さんの生涯学習振興への意向により設けられた基金です。

一般市民に広く参加者を募集し、「心豊かなたくましい人間の育成と活力ある地域社会の形成に寄与すること」という目的にあった生涯学習活動に対して助成しています。

○駒澤嘉さんについて

駒澤嘉さんは、須坂藩の家老として藩政に尽力した駒澤家十五代当主駒澤仙左衛門貞春の孫娘として明治34年に生まれました。

長岡女子師範学校(現新潟大学)を卒業し、新潟・長野・東京などで小学校、高校の教職を歴任し、子弟教育にその人生を捧げられました。その後、いわき市にて余生を送られるようになってからは、自己実現のため、「健康管理と生涯学習」を二本の柱に据え、「最善を尽くして今を生きる」を信条に、生涯学習による自己確立を提唱し率先してこれを実践されました。

平成4年に祖先の眠る地へ寄せる熱い思いから須坂市の生涯学習活動発展にと高額な私財を提供し「公益信託駒澤嘉須坂生涯学習振興基金」を設置し、人一倍生涯学習社会づくりの発展を願っておられました。

○助成の基準

- ・自ら学びながら、学んだ成果を生かし、豊かな地域づくりに貢献しているもの
- ・自らの学びが将来豊かな地域づくりに貢献すると考えられるもの
- ・市政における生涯学習施策の推進上必要なもの

○対象事業助成対象

芸術、文化、職業知識、国際交流、スポーツ、レクリエーション、その他一般教養等に関する生涯学習活動を推進する個人、団体等

※次の各項いずれかに該当する場合は、対象になりません

- ▼国・県または市の補助を受け、または受ける予定である
- ▼他の代替措置を受けられる可能性がある
- ▼もっぱら趣味や自己啓発を目的とした生涯学習をしている

留意事項

○申込に際して

- ・初めて申請をする場合は、事務局(生涯学習推進課)へ申込前にご相談ください。
- ・申込調書は印刷の上、事務局(生涯学習推進課)までご送付ください。
前年までに活動を行っている場合は、活動内容がわかる資料等を添付してください。申込調書をもとに、運営委員会にて審議を行いますが、申請書だけでは活動内容が不明確になりやすいため、前年までの活動内容がわかる資料があると申込や活動の意図が運営委員会に伝わりやすくなります。
- ・継続的に申請をしている団体・個人も助成金を受けて活動をする中で、どのような影響・効果が地域にもたらされたかなど、資料があると、審議の参考になります。

○収支、対象経費について

- ・経費の内容を運営委員会にて審議を行い、助成の可否・助成額(満額または一部)を決定します。
- ・申込の事業に係る収入がある場合はかならず記載してください。
- ・対象経費：謝礼、消耗品、通信費、印刷製本費、備品購入費等
※次に掲げる費用は、助成の対象となりません
 - ・飲食に係る費用(講師の昼食代は除く)
 - ・公共施設使用料 体育施設及び会場使用料(冷暖房使用料を含む)

○表示、広報について

- ・助成が決定された場合、地域住民の皆様に対して、基金活用事業を幅広く周知するために、講演会やイベントでの印刷物等には基金を活用した事業である旨(『駒澤嘉須坂生涯学習振興基金活用事業)を表示するよう努めてください。
- ・どのような活動に対し助成がされるか、具体的に今までの助成例として、申込者やメディア等に活動内容を紹介することがありますので、ご了承ください。

○活動報告、収支報告について

- ・助成が決定された団体・個人においては、翌年4月頃までに活動報告書、収支報告書が必要となります。新年度の助成申込調書の参考資料を兼ねる場合には、2月下旬までにご提出ください。

○その他

- ・助成が決定された団体で、代表者が変わった場合にはお手続きが必要になりますので、事務局までご連絡ください。

